



地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針 (案) について

令和6年7月



全体スケジュール



令和5年度

10月13日：第1回小委員会

11月27日：第2回小委員会

1月23日：第3回小委員会

◆答申

令和6年度

4月19日：地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律 公布

7月16日：第4回 小委員会（本日）

○ 基本方針（案）について検討

◆パブリックコメントの実施（1か月程度）

9月26日：第5回 小委員会

○ 基本方針（案）のとりまとめ

◆基本方針 公表

令和7年度

4月（予定） 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律 施行

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律について

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の概要 (令和6年法律第18号、生物多様性増進活動促進法)



ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る**手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等**を講ずる。

■ 背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、**2030年までの「ネイチャーポジティブ」※¹の実現**と、このために**陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標**を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、**里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM※²の設定促進が必要**。
- また、**企業経営においても**、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、**生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている**。

※1 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる

※2 保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

■ 主な措置事項

1. 地域における生物の多様性の増進※のための活動の促進 ※維持、回復又は創出

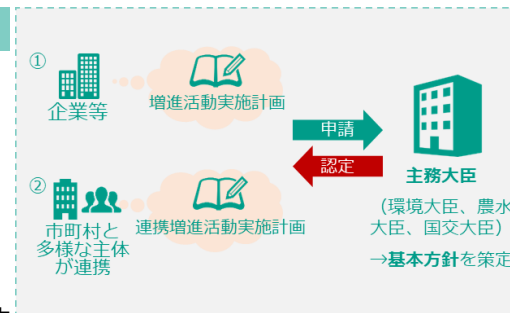
（1）増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① **企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。
- ② **市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定。

➤ ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化といった特例**を受けることができる。

（2）生物多様性維持協定

➤ ②の認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。



2. その他

- (1) (独法)環境再生保全機構法の一部改正（認定関連業務の一部や情報提供等を機構が実施）
- (2) 生物多様性地域連携促進法の廃止

<施行期日> 公布の日から起算して、1年を超えない範囲で政令で定める日

1-1. 法律の背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」※1の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM※2の設定促進が必要。
- また、企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている。

※1：ネイチャーポジティブ

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させること。

- 生物多様性は人類の存続の基盤であり、その上に社会が成立し、更にその上に経済が成立するという3層構造。
- しかしながら、我が国の生物多様性は過去50年間損失し続けている。
- このため、将来にわたって生物多様性の恵みを享受するために、生物多様性の損失を止め反転させることが必要。



※2：OECM

保護地域以外で生物多様性保全に資する地域のこと。

- ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、場所に紐付いた取組の推進が重要。
- 保護地域に加えて、人々の生業や民間の自発的な取組によって自然が守られている地域など身近な自然をOECMとしてカウントし、地域の生態系を保全することが重要。



OECMのイメージ

1-2. (参考) 自然共生サイトの認定

- 環境省では、民間の活動等によって生物多様性の保全が図られている区域（森林、里地里山、都市緑地、沿岸域等）を「自然共生サイト」として認定する仕組みを令和5年度から開始。

【自然共生サイトについて】

- 令和5年度前期・後期合計で184か所を認定。
- 認定された区域のうち、保護地域との重複を除いた区域はOECDとして国際データベースに登録。
- 活動促進等のためのインセンティブとして、自然共生サイトを支援した者に「支援証明書」を発行する制度（TNFD等への対応に活用できるよう設計）や、専門家派遣等を検討中。

＜自然共生サイトの例＞



サントリー天然水の森ひょうご
西脇門柳山（兵庫県西脇市）



麻機遊水池
（静岡県静岡市）



自然共生サイト認定証授与式（令和5年10月25日）



【法制化による自然共生サイトの取組強化】

- 自然共生サイトは、生物多様性が豊かな場所を対象。これは、認定によって今後も適切に保全が継続される蓋然性を高める観点から有効な手段であり、OECDとして30by30目標にも貢献。
- 一方で、ネイチャーポジティブの実現に向けては、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」のターゲット2において「2030年までに劣化した生態系の少なくとも30%で効果的な再生を行うこと」とされているように、生物多様性の回復や創出を図ることも必要。
- そのため、法制化に当たっては、生物多様性が豊かな場所での活動（維持する活動）に加えて、管理放棄地などにおける生物多様性の回復や、開発跡地などにおける生物多様性の創出も対象。
- その上で、活動により、活動場所の生物多様性が豊になれば、OECDとして、30by30目標の達成にも貢献。



2007年



2017年

生態系の創出の取組例（静岡県富士市）

2. 基本理念・基本方針

＜基本理念等＞（第1条～第7条関係）

- ネイチャーポジティブの実現に向けて、基本理念を規定。

生物の多様性の増進は、豊かな生物の多様性を確保することが人類の存続の基盤であることを踏まえ、生物の多様性その他の自然環境の保全と経済及び社会の持続的発展との両立が図られ、現在及び将来の国民が豊かな生物の多様性の恵沢を享受することができる、自然と共生する社会の実現を旨として、国及び地方公共団体並びに事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体の密接な連携の下に行われなければならないものとする。

- 生物の多様性の増進とは、生物の多様性を維持し、回復し、又は創出することをいう。
- 国、地方公共団体、事業者、国民についての責務・努力規定を設ける。

⇒ ネイチャーポジティブ実現に向けた基本理念、各主体の役割分担を規定

＜基本方針＞（第8条関係）

- 主務大臣（環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）は、地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針を定めるものとする。
- 基本方針には、地域生物多様性増進活動の促進の意義、計画作成の基本的事項、農林漁業に係る生産活動との調和その他の配慮すべき事項等を記載する。
- 基本方針は、生物多様性基本法の生物多様性国家戦略のほか、森林法、みどりの食料システム法、都市緑地法の計画等との調和が保たれたものでなければならないものとする。

⇒ 3大臣による基本方針策定により、生物多様性増進に資する活動の方向性を提示

3-1. 活動計画の認定

<増進活動実施計画の認定> (第9条・第10条)

- 地域生物多様性増進活動を行おうとする者（企業、NPO等）は、単独で又は共同して、「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

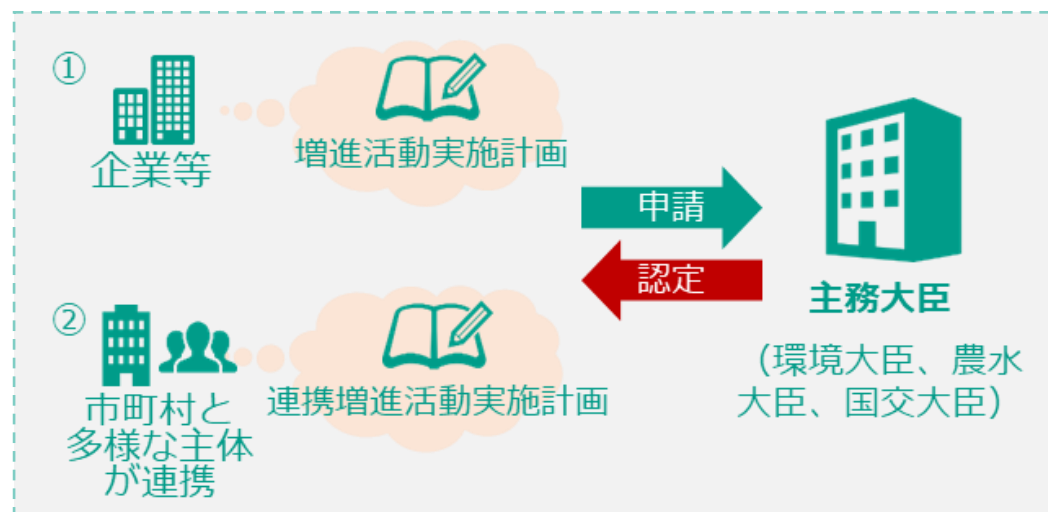
<連携増進活動実施計画の認定> (第11条～第13条)

- 連携地域生物多様性増進活動を行おうとする市町村は、単独で又は共同して、「連携増進活動実施計画」を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

<共通事項>

- ・ 計画には、活動の内容、区域、目標、実施体制等を記載する。計画に係る変更の認定、認定の取消し等について所要の規定を設ける。主務大臣による報告徴収及び報告義務違反に対する罰則を規定する。

⇒ 民間と市町村の特性に応じ、「増進」と「連携」の2つの計画認定制度を設ける。



先行的事例である「自然共生サイト」の認定例



企業による森林の整備



官民学による里地里山の保全



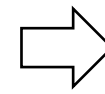
水田ビオトープの田植え



都心における緑地の整備

3-2. 認定計画に係る法律上の特例

<法律上の特例措置>（第15条～第22条関係）



認定により、自然公園法等の
手続をワンストップ化・簡素化

①保護地域等における行為規制等の特例

法律	対象地域	特例の対象とする行為の例
自然公園法	国立公園及び国定公園	・木竹の伐採（木竹の本数の調整、整枝等） ・工作物の新築（自動撮影カメラや赤外線センサーその他の動植物の生育・生息状況をモニタリングするために必要な小規模な機器又は防鹿柵等）等
自然環境保全法	自然環境保全地域	
種の保存法	生息地等保護区の管理地区	
鳥獣保護管理法	鳥獣保護区の特別保護地区	
都市緑地法	緑地保全地域及び特別緑地保全地区	
森林法	地域森林計画対象民有林	・伐採等の届出

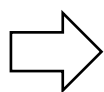
②関連法令の認定みなし

対象制度	対象制度の概要
特定外来生物の防除 （外来生物法）	民間等による特定外来生物を計画的に防除する計画について、環境大臣等の認定を受けることにより、特定外来生物法及び鳥獣保護管理法の規制の一部が不要となる。
生態系維持回復事業 （自然公園法、自然環境保全法）	民間等による国立公園等におけるシカ対策等の事業について、環境大臣等の認定を受けることにより、国立公園等における許可等が包括的に不要となる。
保護増殖事業 （種の保存法）	民間等による国内希少動物種の保護等の事業について、環境大臣の認定を受けることにより、種の保存法による規制が包括的に不要となる。

3-3. 生物多様性維持協定

<生物多様性維持協定>（第22条～第26条関係）

- 認定連携市町村は、認定連携増進活動実施計画の実施のため必要があると認めるときは、認定連携活動実施者及びその認定連携増進活動実施計画に係る区域（海域を除き、生物の多様性が維持されている区域に限る。）内の土地の所有者等と協定を締結して、当該土地の区域内の連携地域生物多様性増進活動を行うことができるものとする。
- 生物多様性維持協定は、協定区域内の土地の所有者等の全員の合意を得なければならない。
- 認定連携市町村による公告のあった協定は、その公告のあった後において協定区域内の土地の所有者等となった者（相続人等）に対しても、その効力があるものとする。



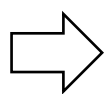
土地の所有者等の協力が活動の継続に不可欠であることを踏まえ、市町村が作成した「連携計画」に基づき、長期安定的に活動を実施するための協定制度を設ける。



4. その他（関連する施策との連携等）

＜関連する施策との連携等＞（第28条～第32条関係）

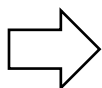
- 関係者間における連携・協力のあっせん等を行う「地域生物多様性増進活動支援センター」の確保
- 国及び地方公共団体は、地球温暖化の防止、気候変動適応、循環型社会の形成、防災、水循環その他の関連する施策との連携を図るよう努める。
- 国は、生物多様性の増進に関する科学的知見の充実のための措置を講ずる。
- 国は、生物多様性の増進に関する国際協力を推進するよう努める。
- 国は、教育活動、広報活動等を通じて、地域生物多様性増進活動に関し、事業者及び国民の理解の増進等のための措置を講ずる。



ネイチャーポジティブ実現に向け、関係する施策との連携や、生物多様性に関する理解の増進など国が取り組むべき施策について規定する。

＜施行期日等＞（附則関係）

- この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、基本方針策定に係る準備行為等については、公布の日から施行する。
- 生物多様性地域連携促進法※を廃止し、所要の経過措置を設ける。
※地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律
- 独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正し、主務大臣の認定等の事務の一部を独立行政法人環境再生保全機構に行わせるため、業務等に必要な規定を追加する。



関係法令の整備を行い、本法の施行に向けた実施体制等を確立する。

地域生物多様性増進活動の促進に関する 基本的な方針（案）について

【基本方針】

- 主務大臣（環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）は、地域生物多様性増進活動の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。（法第8条第1項）
- 記載事項（法第8条第2項）
 - 一 地域生物多様性増進活動の促進の意義に関する事項
 - 二 地域生物多様性増進活動の促進のための施策に関する基本的事項
 - 三 次条第一項に規定する増進活動実施計画及び第十一条第一項に規定する連携増進活動実施計画の作成に関する基本的事項
 - 四 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域生物多様性増進活動の促進に際し配慮すべき事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、地域生物多様性増進活動の促進に関する重要事項
- 基本方針は、生物多様性国家戦略、全国森林計画、みどりの食料システム法に規定する基本方針及び都市緑地法に規定する緑地確保指針との調和が保たれたものでなければならない。（法第8条第3項）
- 関係行政機関の長への協議、遅滞なく公表をしなければならない。（法第8条第4項及び第5項）

【認定要件としての基本方針】（法第9条第3項第1号及び法第11条第8項）

- 主務大臣が、増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画を認定する際の認定要件の一つ。
 - 一 基本方針に照らして適切なものであり、かつ、当該地域生物多様性増進活動を確実に遂行するために適切なものであること。

第1章 地域生物多様性増進活動の促進の意義に関する事項



1. 法制定の背景

- 昆明・モンリオール生物多様性枠組、生物多様性国家戦略→2030年ネイチャーポジティブ
- 原生的な自然環境の保全に加えて、二次的な自然環境も含めて保全を進める必要
- 地方公共団体、企業・団体等による活動を促進→自然共生サイトの運用
- 生物多様性を維持する活動に加えて、回復・創出する活動も重要
- 企業経営におけるTNFDや昆明・モンリオール生物多様性枠組ターゲット15の自然関連の情報開示の流れ→活動の信頼性・適切性の統一的な評価・担保、価値の明確化の重要性

2. 地域生物多様性増進活動の促進の意義

(1) 地域生物多様性増進活動

- 「地域生物多様性増進活動」「生物多様性の増進（維持、回復、創出）」等の定義

(2) 地域生物多様性増進活動の促進の意義

①生態系ネットワークの構築

身近な自然での活動を含め促進することで、生物多様性に貢献する場所を質的・量的に確保。

②活動の質・継続性の向上

国民運動としての機運醸成・活動への参画、希少種保護等や農林漁業との連携、活動者等の価値の向上、既存の活動の再評価等。

③多面的な機能の発揮と自然を活用した解決策（NbS）の推進

活動の促進を通じて、炭素貯留、災害への生態系の強靱性の向上、文化の伝承、心身の健康の増進等の多面的な機能を発揮。

④地域の活性化

地域コミュニティの形成、農林水産物の販売や観光の推進等、地域循環共生圏、教育、活動の担い手の育成等。

第2章 地域生物多様性増進活動の促進のための施策に関する基本的事項



1. 地域生物多様性の促進に関する基本的な施策

- **30by30目標**の達成への寄与
- 生物多様性を**維持**する活動として認定を受けた活動の実施区域「**自然共生サイト**」→保護地域との重複を除き、**OECM**として登録
- 生物多様性を**回復・創出**する活動として認定を受けた活動の実施区域「**準自然共生サイト（仮）**」
→活動の結果、生物多様性を維持する活動として認定を受けた時点で、「自然共生サイト」へ移行。

2. 各主体の役割

（国）

- 生物多様性の状況を把握し施策の総合的な推進。**見える化システムの構築、簡便なモニタリング手法**の開発等。
- **資金・人的資源等が保全活動に集まる仕組みの構築、有識者とのマッチングの促進**
- 他の**関連施策**との連携、国内外への**情報発信**

（地方公共団体）

- **地域の自然的社会的条件に応じた取組の実施、地域生物多様性増進活動支援センター**の設置等
- 市町村による**連携増進活動実施計画の作成**及び**生物多様性維持協定**の締結
- **生物多様性地域戦略**との調和

（事業者等）

- **地域生物多様性増進活動の実施**、活動の支援、専門的知識や経験を基にした助言、活動者への協力
- **中間支援組織**としての地域の活動の支援、**TNFD等の国際的な動きを意識した活動**の実施や支援

第3章 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成に関する基本的事項



1. 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成に当たっての基本的な考え方

- ① 実施区域の生態系のタイプや生物多様性の状況、土地等の利用状況・変遷や地域全体の目標等についての事前の情報収集や調査等
 - 地域の生物多様性に支障を及ぼすような行為を気付かずに行ってしまうことや、対外的には生物多様性に配慮しているように見せかけているが、実際には効果がない、又は生物多様性を損失させているものであると批判されることを避けるためにも重要
- ② 多様な主体や専門家、地域住民との連携による活動の幅の広がり、より適切な計画の立案
- ③ 実施体制の確保や活動の円滑かつ確実な実施のため、関係者との十分な事前調整
 - 土地所有者等の同意、公物等の管理者の確認や同意、特例以外に必要な許認可の手続、農林漁業関係者との相談、地方公共団体内の調整・連携等
- ④ 活動実施に伴って生じる課題や状況の変化に合わせ、目標に向けてより適切な活動へ見直し
 - 活動の成果を把握するためのモニタリングの重要性、計画の変更、中止の手続

2. 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の内容

(1) 活動の内容及び実施時期

- 役割分担含め活動ごとに具体的な内容を記載。
- ・ 目標を起点として必要となる活動を記載。活動成果の把握のためのモニタリングの方法等を記載。

(2) 活動の区域

- 具体的な活動を行う範囲、地理的に明確な範囲を設定。
- ・ 生態系としてのまとまりに応じた区域設定が望ましい。

第3章 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成に関する基本的事項



(3) 活動の目標

- 土地利用の変遷や周辺の状況、実施区域の生態系のタイプ、状態及び課題を踏まえた、生物多様性の増進に資する目標を設定。
- ・定量的な目標が望ましい。定性的な目標の場合も目標に向けた進捗状況を把握できるような測定可能な指標を検討。
(生物多様性を維持する活動の場合)
- ・各活動実施計画の申請時点で実施区域が有している生物多様性の価値を維持し続けることが大きな目標。
(生物多様性を回復又は創出する活動の場合)
- ・生物多様性の価値を有する場となるよう、生物多様性を回復又は創出することが大きな目標。

(4) 活動の実施体制

- 活動者、土地所有者等の関係者の活動に関する役割分担が分かるように記載。
- ・活動が確実かつ継続的に実施できる体制であることが必要。

(5) 計画期間

- 活動の内容や実施区域の生態系のタイプに応じた、目標を達成するために適切な計画期間の設定。
- ・基本的に5年を目途に定めることが望ましい。協定を締結する場合は長期の計画期間とすることが望ましい。
- ・土地の利用期間が決まっている場合は齟齬が生じないようにする。

(6) 連携地域生物多様性増進活動の促進のために必要な事項（※連携増進活動実施計画のみ）

- 有機的に連携させるために実施する取組の内容、連携増進活動協議会、地域生物多様性増進活動支援センターの内容等（該当する場合）を記載。関係者間の情報共有の方法等を記載。

3. 特例措置に関する手続及び他法令・計画等との調整等

- 具体的な行為に関する書類の添付、申請する区域、内容等の適切な設定。
- 森林法の特例を申請する場合の、市町村森林整備計画との適合性の確保。

第3章 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成に関する基本的事項



4. 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の認定に関する基準

(1) 法第9条第3項第1号（第11条第8項において準用する場合も含む。）に関する基準

①活動の区域

- 活動を実施するために明確かつ適切な範囲が設定されていること。
- （生物多様性を維持する活動の場合）実施区域の全部又は一部が生物多様性の価値を有すると認められること。

②活動の実施体制

- 当該活動が確実かつ継続的に実施できるものと見込まれるものであること。

③計画期間

- 目標を達成するために適切な計画期間が設定されていること。

④連携地域生物多様性増進活動の促進のために必要な事項（※連携増進活動実施計画のみ）

- 連携地域生物多様性増進活動の実施に当たり必要な関係者と連携するものと見込まれるものであること。

(2) 法第9条第3項第2号（第11条第8項において準用する場合も含む。）に関する基準

①活動の内容及び実施時期

- 活動の内容及、実施区域の生物多様性の維持又は回復若しくは創出に相当程度寄与するものであること。
- 活動を実施するために適切な実施時期が設定されていること。
- 生物多様性の増進活動が公物等の管理その他の法令に基づく取組との調和が保たれていること。等

②活動の目標

- 土地利用の変遷、周辺地域の状況、実施区域の現況及び課題を踏まえ、具体的かつ生物多様性の増進への寄与の観点から適切で、実現可能な目標が設定されていること。

第4章 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域生物多様性増進活動の促進に際し配慮すべき事項



1. 農林漁業に係る生産活動との調和

- 農林漁業と生物多様性の密接な関わり
- 農林漁業に由来する環境への負荷を低減し、生物多様性に配慮した持続的な農林漁業を行うことによる、農林漁業に係る生産活動と生物多様性の増進との両立と、相乗効果の発揮
- みどりの食料システム法に基づき都道府県等が作成する基本計画との調和、市町村森林整備計画との適合、漁業の振興との調和
- 関係者との十分な調整

2. 社会資本整備との調和

- 社会資本整備と関連する施策との連携
- 実施区域が公物等の管理区域と重複する場合において、それらの公物等の管理者の確認や同意、特例以外で活動に必要な許認可がある場合は当該許認可を得て、相互に連携・調整を図ることによる、地域生物多様性増進活動と社会資本整備との調和
- 現行及び具体化した将来の整備計画等の有無とその内容の公物等の管理者への確認
- 必要に応じた変更等の手続、条件付きの同意の可能性

3. 自然環境の保全に関する方針又は計画等との調和

- 保護地域や自然環境の保全上重要な地域における地域における活動の際の、当該地域における保全の方針・計画等との調和
- 生物多様性を回復・創出する活動の場合における自然再生推進法との連携

第5章 地域生物多様性増進活動の促進に関する重要事項



1. 生物多様性維持協定

- 連携増進活動実施計画を作成して認定を受けた市町村が、活動者及び土地の所有者等と締結
- 土地の所有者等の全員の合意、関係者との十分な調整

2. 連携増進活動協議会

- 市町村、地域の多様な主体の参画による科学的知見に基づく活動の実施や活動の円滑な実施
- 既存の協議会や枠組を活用した連携増進活動協議会
- 連携増進活動実施計画の作成に関する協議、連絡調整、柔軟な運用方法

3. 地域生物多様性増進活動支援センター

- 関係者間における連携、マッチング、活動事例等の必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに助言
- 民間団体との連携や既存の組織の活用

4. 生物多様性の見える化

- 保全活動の把握から保全活動効果の評価までの取組を「見える化」できる仕組みの構築

5. 地域生物多様性増進活動の更なる促進のための仕組み

- 生物多様性の増進のための活動への民間資金や人的資源の活用の重要性和支援証明書等による人的・資金的支援の強化
- マッチング制度の構築とノウハウの共有、中間支援組織との連携
- WEBでの発信や既存イベントとの連携による国内外における法の認知や理解の向上、人材育成

第1章 地域生物多様性増進活動の促進の意義に関する事項

1 法制定の背景

- 昆明・モンリオール生物多様性枠組、自然共生サイト

2 地域生物多様性増進活動の促進の意義

- 生態系ネットワークの構築
- 活動の質・継続性の向上
- 多面的な機能の発揮とNbSの推進
- 地域の活性化

第2章 地域生物多様性増進活動の促進のための施策に関する基本的事項

- 30by30目標の達成にも寄与
- 維持する活動の区域については、保護地域との重複を除き、OECDとして登録
- 国、地方公共団体、事業者等の役割

第3章 活動実施計画の作成に関する基本的事項

1 活動実施計画の作成に当たっての基本的な考え方

- 地域に適した活動を行うための事前の情報収集・調査
- 地域の自然的社会的条件に応じた適切な計画立案
- 関係者との十分な事前調整
- モニタリングと計画の見直し

2 活動実施計画の内容

- 具体的な活動の内容及び実施時期
- 地理的に明確な活動の実施区域
- 生物多様性の増進に資する目標の設定
- 活動が確実かつ継続的に実施できる活動実施体制
- 活動の内容及び実施区域の生態系のタイプに応じた適切な計画期間の設定
- 連携地域生物多様性増進活動の促進のために必要な事項（※連携増進活動実施計画のみ）

3 特例措置に関する手続及び他法令・計画等との調整等

- 特例措置を申請する際の留意点
- 市町村森林整備計画との適合

4 活動実施計画の認定に関する基準

①活動の区域

- 地理的に明確な区域
- 維持する活動の場合は、生物多様性の価値を有すること

②活動の実施体制

- 活動が確実かつ継続的に実施できるものと見込まれる体制

③計画期間

- 目標を達成するために適切な計画期間の設定

④連携地域生物多様性増進活動の促進のために必要な事項（※連携増進活動実施計画のみ）

- 必要な関係者と連携するものと見込まれるものであること

⑤活動の内容及び実施時期

- 活動の内容及び、実施区域の生物多様性の維持又は回復若しくは創出に相当程度寄与するものであること
- 適切な実施時期が設定されていること
- 公物等の管理その他の法令に基づく取組との調和が保たれていること
など

⑥活動の目標

- 実施区域の課題を踏まえた、具体的かつ生物多様性の増進への寄与の観点から適切で、実現可能な目標の設定

5 認定を受けた活動実施計画の変更等

- 計画の変更等、報告に関する手続

第4章 農林漁業に係る生産活動との調和その他の地域生物多様性増進活動の促進に際し配慮すべき事項

1 農林漁業に係る生産活動との調和

- 農林漁業と生物多様性の増進の両立

2 社会資本整備との調和

- 相互に連携・調整を図ることで、地域生物多様性増進活動と社会資本整備との調和を図る

第5章 地域生物多様性増進活動の促進に関する重要事項

- 生物多様性維持協定、協議会、支援センター
- 生物多様性の見える化、地域生物多様性増進活動の更なる促進のための仕組み